# 1 区政会議の役割(区政への意見反映と評価)

平成24 年7月策定の「市政改革プラン」に基づいて、局を補助組織化し大きな権限を持つようになった区長による区政運営について、施策・事業の立案段階から、その実績・成果に係る評価の段階まで、区民の意見を聴取しながら実施していくことはますます重要となり、区政会議の役割などを全市的な統一基準として条例により定めました。区長は区民の意見やニーズを的確に把握し、意見への対応について説明責任を果たすことができるよう、区民が区政運営に参画する仕組として区政会議を位置付けています。

# 区政会議

区長が行う施策や事業について、立案段階からその実績や成果の評価の段階に 至るまで参画して意見を述べ、区政への反映を図ることを目的とする行政運営 上の会合として開催 (区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第2条、3条)

### 【構成メンバー】

- ・地域活動団体から推薦を受けた方・公募による委員など 条例第4条
  - (港区の定員は35名:こども青少年部会、福祉部会、 防災・防犯部会の3部会で構成)

市会議員は出席し、助言 を行うことができる。 条例第8条

### [主に意見を行う事項]

- ・区まちづくリビジョン・区の予算・区の運営方針
- ・区政運営の総合的な評価 など 条例第5条

区政に対する意見・二 ーズ、評価





予算、施策・事業等区政の説明、意見への対応・説明

# 区 役 所

区政会議意見・評価の把握・施策への反映

# 2 区政運営の仕組み・ 区長の位置づけ

24 区で特色ある区政運営

公募区長が、区民の感覚に近いところでそのニーズを汲み取って創意工夫により施策 実現に結びつける。

### 権限と責任の拡大

「小さな組織で大きな権限」を持つ区政運営の新しい仕組みづくり 区シティ・マネージャー(教育委員会事務局区担当教育次長の職を兼務)

# 区長の位置付け(2つの顔) 区長 地方自治法上の区役所の長 区の区域内の基礎自治に関する施策や事業の実質的な責任者

区役所に分掌された事務を 掌理し、区の職員を指揮監督 決定権を有する事務について 総理し、局長等を指揮監督

区内のことをよく知っている区長が考え、決定し、予算を確保

<u>教育委員会事務局区担当教育次長</u> <u>教育行政を担当</u>

## 総合的予算の編成

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
港区 予算総額	10 億 8,494 万円	8億 4,996 万円	9億 2,214 万円	9億 2,779 万円
区長自由経費	2億 5,959 万円	2億 9,483 万円	3億 4,321 万円	3億 5,249 万円
区CM自由経費	8億 2,535 万円	5億 5,513 万円	5億 7,893 万円	5億7,540万円